

1. 件 名 : 「東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）に関する面談」
2. 日 時 : 令和5年10月17日（火） 14時36分～14時45分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 :  
（新基準適合性審査チーム）  
奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、  
伊藤安全審査官  
原子力規制企画課 火災対策室  
齋藤火災対策室長、田邊係長  
  
日本原子力発電株式会社 :  
発電管理室 部長 他8名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料 : なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。
0:00:03	それではこれから東海第2発電所の火災感知器バックフィットに係る設計及び工事の計画の審査、先ほどの審査会合で、の議論をさせてもらいましたけども、その内容について共通理解が取れている。
0:00:16	という意味合いでラップアップ面談を始めたいと思います。よろしく願います。
0:00:21	ちょっと終わった直後なので、私の方から規制庁側からの指摘というかコメント事項についてお話をさせていただいて、基本的にはすべての審査書の方に反映をしてみたらこちらでちょっと事実確認をさせていただく。
0:00:35	これ当初のヒアリングから確認をしているようにもう補正はもう、発生することオカアノ確定してるのかなと思いますので、そういった意味でちょっと補正の提出時期とかそういったところも含めるような確認ができればと思う。
0:00:48	早速ですけども、こちらからの確認指摘事項は、
0:00:53	一応全部読み上げますけども、
0:00:57	一番最少ですねイトウの方から、いわゆる
0:01:01	をオカダない場所の条件。
0:01:03	そして、火災が発生する恐れがないことから、感知器設置しないっていう表現が何か一部見受けられる場所があったんですけども。
0:01:12	これは別に可燃物を持ち込む場合もあると言ってる以上は、そういったわけではないよねと。
0:01:17	いったところで、正確に表現をするように、指摘をして、堀内さんから
0:01:25	持ち込む場合にはしっかり管理をする、もしコア原則持ち込まないけど、
0:01:30	そういったところも含めて充実する旨の回答をいただいていると思いますので、これは審査書の方反映を指摘した部分だけでなく水平展開も含めてしっかり確認して、修正をしてもらえればと思います。
0:01:43	続けてあとは物理的に区分されていない火災区画のうち、パイプSSを例にして、確認をしましたけども、
0:01:52	これは
0:01:54	ちょっと感知器の配置設計がちょっと寄っているように見えるっていうところからしっかりこれ感知できるのかと、これパイプチェックシートと南側の1部、物理的に区分されていない南側の区画についてですね。
0:02:04	という話をちょっとさせていただきましたけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:07	その回答の中で実際に感知はできるんだけどもとまゆ言っていることは事実であって、
0:02:16	その物理的に区分されてない方、パイプ施設との間で開設することでそれは感じできるようになるので、そういったところとの統合というと、
0:02:25	というと統合した上で、合理的に火災感知できるように対応する
0:02:30	という回答があったと。
0:02:34	他の二つ、物理的に区分されてない他の階段室掘場土地についても、同様に対応するという回答があったのでこれも資料の反映をして実際どういうふうに見直すのか。
0:02:43	どのように配置する予定なのかというところを資料審査資料に充実をしてくださいと。
0:02:49	これは大きく2点目の話ですかね。物理的に区分されてない部分の火災区画の見直しも含めた感じ。
0:02:57	火災区画間の設計の見直しの話ですね。
0:03:00	これが大きく二つ目。
0:03:02	一番最後、三つ目は齋藤室長から最後議論、議論いただいている可燃物の管理の話。
0:03:11	これはまず持ち込みませんという管理を、
0:03:14	どう徹底しているのか、掲示物を貼る場所。
0:03:17	だとか、社内での管理体制とかいろいろご説明いただきましたけどもそこを整理して説明をいただく。
0:03:25	ここはもう一つ大きく二つですかね金光の紙について、まず持ち込まないという管理を具体的に説明する。
0:03:31	その持ち込まれていない状態が継続していることをどういうふうに担保確認するのかっていうことについて説明をする、大きくこの2点ですかね。
0:03:42	後者の方についてはこれ私も確認させていただきましたけど、いろいろ挙げている中で、
0:03:48	基本的には防火パトロール係なのかなという気、感じでちょっと聞こえましたが、そこら辺をちょっと整理して説明を資料素人に反映してもらおうと。
0:03:56	いうところかなと思います。
0:03:59	ね。
0:04:00	この点に関しては延長ですけど一番最後に杉山委員からも発言がありましたけど、じゃあどの程度の頻度で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:07	ていうところは、これはしっかり整理をして説明をいただければと思いますけど、一番確実な野間サイトウ室長からお話があった物理的に、
0:04:14	施錠されてる場合とか、これは確実ですよ。ある種確率とかわかりやすい考え方。
0:04:20	あとは、米山そもそも持ち込まない管理っていうものがどの程度徹底されているのか。
0:04:26	その信頼信頼度というかちょっと言い方悪いですけど、そういったものに応じて、いわゆる、どれくらいの頻度で確認をしていくのか、っていうものが多分決まってくるものかと思しますので、そこら辺を整理して説明してというのが増山委員がおっしゃってた趣旨かなとは思っていますので、
0:04:41	まずは審査書の方にしっかり情報を整理して説明をいただくと。
0:04:45	いうところかなと思います。
0:04:49	江藤。一応会合でやりとりした内容を、審査書に反映してもらおう事項についてはこういった内容かなというふうに私受け取っておりますけども、何か認識にそご等ありますでしょうか。
0:04:59	これ事業者がわからないから。
0:05:11	現在のムロイでございます。今伊集さんの方からですね、整理いただきましたけれども、私どもからも特にございません。
0:05:20	はい。規制庁西内です。具体的な資料の反映内容につきましてはまだ資料をご提出いただいて、我々の方でまた事実確認をさせていただければと思いますので、
0:05:31	まずはその資料を提出いただくというのが次のステップでしょうか。
0:05:35	あれですねちょっと補足的にですけど一番最後の
0:05:39	要は可燃物がない状態をどう維持するかっていう話ですけど、
0:05:43	例えばですけど、この設置されている区画の中で、人の往来がすごい多い場所。
0:05:49	要はその部屋に特定の用途だけで入るっていうなるとそもそも人の往来もかなり少ないですよ。一方で、その部屋が他の部屋に移動するときに、絶対とんなきやいけない場所になっていて、要は、
0:06:04	わかりやすい言葉としてリスクっていうワードを使いますけど、要はそういった可燃物が、
0:06:09	置かれ得るリスク。
0:06:10	要は人が通る以上そのリスクは多少なりとも上がることは多分これはあると思うんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:15	そういったところを、
0:06:16	どうとらえてるかっていうところを含めてかなと思います。
0:06:19	どっちにしてもだから下、可燃物がない状態をどう担保するか、そもそものその管理、
0:06:24	いや、場所の特性、
0:06:26	ていうところとかも踏まえて、
0:06:28	どう、どれくらいの頻度で、
0:06:31	どういった管理をすることを考えているのか。
0:06:33	というのをロジカルに説明してもらえばそれでまたいいのかなという気が。
0:06:37	なぜ今日説明いただいた事項を、そこら辺を整理した上で、
0:06:41	考えていることがわかるように説明いただく。
0:06:44	というようなイメージかなと思います。
0:06:47	それをまずしっかり原燃としての考え方を示していただいて、
0:06:50	まずは我々も事実確認させてもらい、
0:06:55	そういった意味では今日会合で説明しようと思った範疇の中での説明なのであれば、
0:07:02	またそのままの補正をまたいただくということに繋がっていくのかなと思いますので、まずは資料をご提出いただいてというところで、補正時期とかそのあとまた見据えてということなのかなと思いますけども、
0:07:12	また、現状、そうですね。それくらい現状はそれくらいかなと思いますので、タシロの準備ができましたらまたご連絡をいただき
0:07:22	規制庁が合わないから、全体として確認しておきたい件ありますかちょっと共通事項こトイレなんかそうだなとか言って、
0:07:29	よろしいですか。
0:07:36	火災対策室、
0:07:39	藤、今アノニシウチから確認させていただいた通りなんですけど
0:07:43	最後に話してた通路になってる部分とか、そうした部分とかっていう
0:07:50	位置付けです。その場所の位置付けですよ。要はそういったところで、本当にそういったところも見直した上で、感知器を置いた方がいいかもしれないとか、というような話についても私最後に、そういったところの、
0:08:05	関係の皆おしいもあってもいいかもしれませんねって話はさせていただいてますのでそうしたことも含めて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:11	網羅的にこの置いてない区画についての考え方について整理しといていただければと思います私はからは以上です。
0:08:21	はい。事業者はよろしいですか。
0:08:23	はい。
0:08:25	全体通して事業者側から何かあります各日章旗体験等々、よろしいですか。
0:08:34	規制庁側から何か全体通して確認しておきたいってありますか。よろしいですか。
0:08:38	はい。
0:08:39	今日の審査会合のラップアップ面談はこれで終了にしたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。